

1. 総括表

1表 各年度中に新規に支給決定を行った者の号別人数 (単位:人)

号 種	53~4	5	6	7	8	9	10	11	総計
2号13	26	0	1	0	1	3	0	0	31
3号5	279	31	19	24	28	23	9	6	419
4号8	353	40	46	* 76	34	68	52	32	701
6号5	801	23	35	27	37	59	61	37	1,080
9号	885	54	52	97	104	110	118	121	1,541
合計	2,344	148	153	224	204	263	240	196	3,772

(注1) 本表の各号は、次に示すものである。

- ①2号 労基則別表第1の2第2号13 (その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病)
- ②3号 労基則別表第1の2第3号5 (その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病)
- ③4号 労基則別表第1の2第4号8 (その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病)
- ④6号 労基則別表第1の2第6号5 (その他細菌、ウィルス等の病原にさらされる業務に起因することの明らかな疾病)
- ⑤9号 労基則別表第1の2第9号 (その他業務に起因することの明らかな疾病)

(注2) 平成7年度の4号の76件は、サリンばく露による中毒の事案(32件)を含んでいる。

2. 「労基則別表第1の2第2号13」 (物理的因子) に係る労災補償状況

2表 各年度中に新規に支給決定を行った者の発症原因別人数

(単位:人)

発 症 原 因	年 度								
	53~4	5	6	7	8	9	10	11	総 計
1 寒冷による四肢の疾患	11								11
2 異常高温下で作業したことによる脱水症	7								7
3 潜水作業による耳の疾患	7				1	1			9
4 日光による皮膚炎 (水疱形成)	1								1
5 潜水作業による硝子体出血			1						1
6 低温、密室であるコンテナ内での脱水症						1			1
7 航空機圧外傷による内耳障害						1			1
合 計	26	0	1	0	1	3	0	0	31

3. 「労基則別表第1の2第3号5」(作業態様)に係る労災補償状況

3-1表 各年度中に新規に支給決定を行った者の疾病別人数

(単位:人)

疾患名	年 度	53~4	5	6	7	8	9	10	11	総 計
1 作業態様による骨、関節の疾患 (計)		106 (53)	11 (4)	5 (2)	8 (4)	7 (3)	9 (4)	1	1	148 (70)
(1) 上肢の外顆炎又は上顆炎 (計)		56 (33)	6 (1)	1	6 (3)	4 (3)				73 (40)
① 組立工		10 (8)				1 (1)				11 (9)
② 溶接工		2 (2)								2 (2)
③ 研磨工		5 (1)								5 (1)
④ 大工		2				1				3
⑤ その他		37 (22)	6 (1)	1	6 (3)	2 (2)				52 (28)
(2) 上肢の関節炎 (計)		27 (16)	1 (1)	2 (1)	1 (1)		7 (3)	1		39 (22)
① 組立工		6 (5)					1			7 (5)
② その他		21 (11)	1 (1)	2 (1)	1 (1)		6 (3)	1		32 (17)
(3) キーンバック病 (計)		23 (4)	4 (2)	2 (1)	1	3	2 (1)		1	36 (8)
① 塗装工		2								2
② 大工		4			1	1				6
③ その他		17 (4)	4 (2)	2 (1)		2	2 (1)		1	28 (8)

(注) ()内の数字は女子の数

3-2表 各年度中に新規に支給決定を行った者の疾病別人数

(単位:人)

疾患名	年 度	53~4	5	6	7	8	9	10	11	総 計
	2 作業態様による腱、筋、神経の疾患 (計)		118 (28)	10 (5)	10 (4)	6	12 (3)	6 (5)		
(1) 腱炎、腱鞘炎等 (計)		27 (9)	5 (4)	6 (2)	1	6 (2)	1			46 (17)
① 旋盤工		2		1						3
② 土工		1								1
③ その他		24 (9)	5 (4)	5 (2)	1	6 (2)	1			42 (17)
(2) 筋肉痛等		10 (6)	1	1 (1)			2 (2)			14 (9)
(3) 神経麻痺等 (計)		81 (14)	4 (1)	3 (1)	5	6 (1)	3 (3)			102 (20)
① 検査工		3 (1)								3 (1)
② プラスチック成形工		1								1
③ 組立工		35 (4)		1	1		1 (1)			38 (5)
④ 研磨、はつり工		7 (1)								7 (1)
⑤ その他		35 (8)	4 (1)	2 (1)	4	6 (1)	2 (2)			53 (13)
3 その他の疾患 (計)		55 (26)	10 (5)	4 (1)	10 (6)	9 (7)	8 (5)	8 (3)	5	109 (53)
(1) 手根管症候群		27 (17)	2 (2)	1 (1)	2 (2)	3 (3)	5 (4)	2 (1)		42 (30)
(2) 脊椎症等		11 (5)	3	1				2	1	18 (5)
(3) 血行障害		4								4
(4) その他		13 (4)	5 (3)	2	8 (4)	6 (4)	3 (1)	4 (3)	4	45 (19)
合 計		279 (108)	31 (14)	19 (7)	24 (10)	28 (13)	23 (14)	9 (4)	6	419 (170)

(注) ()内の数字は女子の数

4-2表 各年度中に新規に支給決定を行った者の発症原因及び疾病別人数

(単位:人)

発症原因及び疾病名	年 度									
	53~4	5	6	7	8	9	10	11	総 計	
(23) 二酸化塩素による気管支炎、気管支喘息		1			1			1	3	
(24) 窒素酸化物吸入によるサイロフィラー病		1	3						4	
(25) 窒素酸化物吸入による中毒		2							2	
(26) 重リン酸アルミニウムの反応途中のリン酸塩による薬品熱傷	1								1	
(27) ブタンガス中毒	1						1		2	
(28) ケテンガスによる中毒		1							1	
(29) メタノールによる接触性皮膚炎	1								1	
(30) メタノールによる爪甲剥離	1								1	
(31) エタノールによる湿疹、紅皮症、接触性皮膚炎	1								1	
(32) エタノールによる急性鼻咽頭炎								1	1	
(33) アリルアルコールによる薬傷		1							1	
(34) イソプロピルアルコールによる薬物アレルギー	1					1			2	
(35) 蟻酸による接触性皮膚炎	1								1	
(36) 酢酸による化学熱傷	8						1		9	
(37) 酢酸による角膜炎			1						1	
(38) 珪酸メチルによる角膜腐食	1								1	
(39) 亜硝酸メチル中毒							1		1	
(40) 亜硝酸ガスによる中毒	1								1	
(41) 塩化メチレン中毒	1								1	
(42) 塩化メチレンによる薬傷				1					1	
(43) 塩化シアヌルによる気道薬傷			1						1	
(44) メチルエチルケトンによる中毒	1	1							2	

4-4表 各年度中に新規に支給決定を行った者の発症原因及び疾病別人数

(単位:人)

発症原因及び疾病名	年 度									総 計
	53~4	5	6	7	8	9	10	11		
(68)モノクロルアセトアルデヒド(MCAD)による化学熱傷				1						1
(69)フォッグソルベント(炭化水素)の誤嚥性肺炎			1							1
(70)メチレンビスチオシアネートによる薬傷			1							1
(71)2-クロロ-4,6-ジメトキシ-1,3,5-トリアジン(CDMT)による接触性皮膚炎、中毒疹等			3							3
(72)プロピオン酸ジョサマイシンによる接触性皮膚炎			1							1
(73)ニッケル液(メッキ)による接触皮膚炎				1						1
(74)S-マイト水溶液(7%カリ)による両眼化学傷				1						1
(75)ケイフッ素酸溶液(電解液)による皮膚粘膜障害				1						1
(76)サリンによる中毒				32						32
(77)PXCL2(a,a'-ジクロロパラキシレン)による炎症							1			1
(78)I ₁ N ₁ T ₂ による接触性皮膚炎							1			1
(79)3,4-オルトトリレンジアミンによる中毒疹							1			1
(80)その他	43		1		3	9	6			62

4-5表 各年度中に新規に支給決定を行った者の発症原因及び疾病別人数

(単位:人)

発症原因と疾病名	年 度									総 計
	53~4	5	6	7	8	9	10	11		
2 混合物及びその他 (小計)	244	28	29	34	26	44	30	24	459	
(1) 理美容師のシャンプー、洗剤等の使用による接触性皮膚炎	28	2		5	3	5	2		45	
(2) 理美容師のコールドパーマ液の使用による接触性皮膚炎	22	4	6		1	4	3	3	43	
(3) 洗剤、洗浄剤、洗浄液による湿疹、接触性皮膚炎、薬物中毒	61	2	5	9	5	6	4	1	93	
(4) トイレ洗浄用品による気管支炎、咽喉炎、結膜炎	1		1						2	
(5) 洗浄液による皮膚壊死			1						1	
(6) 洗浄液による両眼アルカリ腐蝕			1						1	
(7) 洗剤による角膜化学傷、角膜潰瘍		1					2		3	
(8) 洗剤による掌角化症		1							1	
(9) ゴム金型洗浄剤(アルカノールアミン、特殊カルボン酸塩)による両手潰瘍	1								1	
(10) 漂白剤による接触性皮膚炎	5					1			6	
(11) シミぬき溶剤による気管支炎	1								1	
(12) シミ取り液による化学熱傷				1					1	
(13) 防かび剤による皮膚障害	1			2		1			4	
(14) 防霉剤(クレオソート油)による中毒	1								1	
(15) 害虫駆除剤による中毒、皮膚炎	6							1	7	
(16) 防虫剤による接触性皮膚炎	5								5	
(17) 白アリ駆除剤(クロルピリホス)による(有機リン)中毒	1	2							3	
(18) 白アリ駆除剤(クロルピリホス)による肝障害	1								1	
(19) 白アリ駆除剤による皮膚炎、神経障害	3		1					1	5	
(20) 接着剤(麩アクリル、アクリル系ボンド、ロウケイ付着)及び硬化促進剤による湿疹・接触皮膚炎	6			1		1		5	13	

4-6表 各年度中に新規に支給決定を行った者の発症原因及び疾病別人数

(単位:人)

発症原因と疾病名	年 度									
	53~4	5	6	7	8	9	10	11	総 計	
(21)接着剤 (7ヒン、マルチカト) による熱傷			1							1
(22)錆止め剤 (アンチラスト) によるアレルギー性皮膚炎	1									1
(23)中和防錆剤 (ジャスコM-195) による接触性皮膚炎	1									1
(24)防錆剤 (ベンゾチアゾール系、チオシアネート系薬剤混合剤) による中毒疹、湿疹	1									1
(25)錆止め塗料による中毒 (呼吸困難、頭痛等)		1								1
(26)排ガス (トリクロロSトリアジン) 吸入による細気管支炎	1									1
(27)都市ガスによるガス中毒	4			1	1	1				7
(28)アルゴン炭酸ガス、ヒューム吸入による肺水腫	1									1
(29)除草剤 (5%カマルシホ) によるびまん性間質性肺炎	1									1
(30)農薬 (EDM、デナボン、グリーンエムダイファア) による中毒	1			1						2
(31)農薬による気道炎、胃炎	1									1
(32)農薬 (キャプタン) による気管支炎	1									1
(33)農薬 (トリアジン) による皮膚炎	5									5
(34)農薬 (エメロン水和剤) アドマイア・ランネードによる中毒	1						1			2
(35)農薬 (チューラム剤) による皮膚炎	1									1
(36)農薬 (トルピラン液) による両眼角膜薬傷	1									1
(37)農薬 (石灰硫黄合剤) による接触性皮膚炎	1									1
(38)農薬 (TPN) による皮膚炎								1		1
(39)農薬 (カーバムナトリウム塩液剤) による化学熱傷								1		1
(40)農薬 (DD) による化学熱傷								1		1
(41)農薬による化学熱傷	1							1		2

4-9表 各年度中に新規に支給決定を行った者の発症原因及び疾病別人数

(単位:人)

発症原因と疾病名	年 度								
	53~4	5	6	7	8	9	10	11	総 計
(86)水硫化ナトリウム、硫化ナトリウム、石灰により発生したガスによる中毒		1							1
(87)銅管接着用フラックスによる接触性皮膚炎			1						1
(88)マッサージオイルによる接触性皮膚炎			1		1			1	3
(89)ドロマイトプラスターによる接触性皮膚炎			1						1
(90)アルカリ系製品(アーミン)による接触性皮膚炎			1						1
(91)わら、飼料等による枯草熱好酸球増多症				1					1
(92)原皮処理用薬品による成人呼吸促進症候群				1					1
(93)粉塵(ピクリンドライソープ、叔シンドライソープ等)による接触性皮膚炎				1					1
(94)カビ・牧草の粉じんによる間質性肺炎							1		1
(95)解体時の粉じんによる気管炎							1		1
(96)防凍剤(亜硝酸ナトリウム)による薬物中毒							2		2
(97)発煙筒の煙(六塩化エタン、亜鉛華、亜鉛粉)による薬剤性肝障害							1		1
(98)ポリ合板焼却時に発生したガス煙による急性甲状腺炎、喉頭腫瘍							1		1
(99)潤滑油による気管支炎							1		1
(100)防水スプレーによる気管支炎								1	1
(101)乾燥剤による皮膚炎								2	2
(102) その他	43	1	2	5	10	5	8	3	76
合 計	353	40	46	76	34	68	52	32	708

5. 「労基則別表第1の2第6号5」(細菌、ウイルス等)に係る労災補償状況

5表 各年度中に新規に支給決定を行った者の発症原因及び疾病別人数

(単位:人)

発症原因と疾病名	年 度								
	53~4	5	6	7	8	9	10	11	総 計
1 海外出張等 (小計)	285	9	14	21	11	16	8	13	377
(1)ウイルス肝炎	164	7	4	8	4	4	4	3	198
(2)パラチフス、腸チフス、マラリア	51	1	6	6	3	4	1	5	77
(3)疥癬	45	1	3	4	3	5	1	2	64
(4)コレラ	5		1	1		1			8
(5)その他	20			2	1	2	2	3	30
2 給食等 (小計)	468 (27)	11 (3)	15 (4)	2 (2)	17 (2)	35 (3)	40 (4)	17 (4)	605 (49)
(1)食中毒	468 (27)	11 (3)	15 (4)	2 (2)	17 (2)	35 (3)	40 (4)	17 (4)	605 (49)
(2)疥癬									
3 その他 (小計)	48	3	6	4	9	8	13	7	98
(1)風疹、麻疹	47					1			48
(2)水痘症						1		2	3
(3)ウイルス肝炎			2	1	1	1	1		6
(4)疥癬			4	2	3	2	5	1	17
(4)その他	1	3		1	5	3	7	4	24
合 計	801	23	35	27	37	59	61	37	1080

(注1) 下段()内は件数。

(注2) 平成11年度の「3 その他 (4)その他」の4件の内訳は、以下のとおりである。

- ① 保育施設で園児に流行性耳下腺炎が流行し、保母に感染した事例(2件)。
- ② 医療事務に感染した肺結核(1件)。
- ③ 勤務先(寿司店)の賄いによる胃アニサキス症(1件)。

6. 「労基則別表第1の2第9号」(その他業務に起因することの明らかな疾病)に係る労災補償状況

6表 各年度中に新規に支給決定を行った者の発症原因と疾病別人数

(単位:人)

発症原因と疾病名	年 度									総 計
	53~4	5	6	7	8	9	10	11		
1 化学物質によらない皮膚炎	3									3
2 大声を出したことによる 声帯ポリープ、急性声帯炎等	6	1			1			1		9
3 著しい疲労による網膜剥離	1									1
4 恐怖による流産	1									1
5 死亡災害発生のショックによる 不安神経症	1									1
6 精神的、肉体的疲労による 十二指腸潰瘍	1									1
7 父親が土砂に埋まり、救助作業中 の過換気症候群、熱疲労	1									1
8 給食配達中の過換気症候群	1									1
9 抗マラリア剤服用による薬剤性肝 障害	1									1
10 下肢静脈瘤							1			1
11 精神障害	5				1	2	3	14		25
12 じん肺症に合併した肺がん	279	22	20	21	20	35	24	25		446
13 過重負荷による脳血管疾患	345	19	23	43	49	46	47	49		621
14 過重負荷による虚血性心疾患	182	12	9	33	29	27	43	32		367
15 その他	58				4					62
合 計	885	54	52	97	104	110	118	121		1,541

(注) 平成8年度の「その他」の内訳は、以下のとおりである。

- ① 過敏性肺臓炎(農夫肺。枯草、穀粉、まぐさ等の粉塵吸入後に発症する、主として農夫にみられる職業性肺疾患。)を発症した事例(3件)。
- ② 鉄粉のばく露による肺血鉄症(「ヘモジデロシス」)を発症した事例(1件)。